

第1章 パートナー会員規約本則

第1条 定義

(1) アイモバイルサービス

パートナー会員が運営する本メディアに、広告主会員の提供する広告素材及び動画を掲載し、当該メディアを訪れるビジターが当該広告素材を閲覧しクリックさせること、又は動画を視聴若しくは視聴完了することにより、広告主会員の運営・管理するウェブサイト及びアプリケーションへと移動させる目的で行う、株式会社アイモバイル(以下、「当社」という。)の広告配信サービス(i-mobile Ad Network、maio及びアウトストリーム動画広告)をいう(以下、「当社サービス」という。)

(2) メディア

パートナー会員が運営するウェブサイト、アプリケーション及びメールマガジン等の広告素材及び動画を掲載する媒体をいう。

(3) 本メディア

パートナー会員が運営するメディアで、当社サービス又は提携サービスを通し広告主会員の広告素材及び動画を掲載するメディアをいう。

(4) メディアレップ

複数のパートナー会員を取りまとめる個人、法人又は団体をいう。

(5) パートナー会員

当社が定める入会審査で入会申込を承諾した、広告主会員が広告素材を掲載する対象となる本メディアを運営する個人、法人又は団体をいう。

(6) 広告主会員

本メディアに掲載する広告素材を提供し広告の配信を発注する個人、法人又は団体をいう。

(7) 提携会社

当社が提供する当社サービスと広告配信において連携した、DSP、アドネットワーク、アドエクスチェンジ、ヘッダービディングソリューション等のサービスを運営する当社以外の法人をいう。

(8) 提携サービス

当社が提供する当社サービスと広告配信において連携した、DSP、アドネットワーク、アドエクスチェンジ及びヘッダービディングソリューション等のサービスをいう。

(9) 本サービス

前述した(1)当社サービスと(8)提携サービスで提供する、パートナー会員が運営する本メディアに広告を掲載するサービスの総称をいう。

(10) ビジター

当社サービス又は提携サービスにて本メディア上に掲載した、広告主会員が提供した広告素材を、閲覧又はクリックすることにより、当該本メディアから広告主会員の運営・管理するウェブサイト等へと移動するユーザーをいう。ポット、メタスパイダー、マクロプログラム、その他の機械的に発生させたクリックは除く。

(11) 広告成果

広告主会員が、当社サービス、又は提携サービスに提供した広告素材をユーザーに表示し、ユーザーがクリック、動画の視聴又は視聴完了等することで、広告主会員に広告出稿料金を支払う義務が生じる条件を達成したことをいう。

(12) 成果報酬

当社サービス、又は提携サービスで定めた広告成果達成に対し、パートナー会員に支払う対価(税込)をいう。成果報酬を支払う条件は、当社、提携会社及び広告主会員側で決定される。なお、管理画面上では、収益金額と表示する。

第2条 本規約の適用

本規約は、パートナー会員(メディアレップも含むものとする。)の会員登録手続、及び本サービスの一切に適用されるものとする。なお、メディアレップは、支払に関する条項を除き、その取引先にも本規約と同等の規約を遵守させるものとする。

第3条 会員登録手続き

1. 入会申し込み

本サービスのパートナー会員になろうとする者は、本規約の内容を遵守することに同意の上、当社の定める方法で必要事項(商号又は氏名、代表者名、連絡先、支払先口座情報、インボイス制度における登録番号等当社が指定する情報)を正確に提供することにより、本サービスの入会申し込みを完了するものとする。なお、会員資格の取得の前後を問わず、これらの必要事項に追加変更等が生じた場合はただちに最新の情報を当社に提出するものとする。

2. 入会審査

当社は、次の各号に該当する場合には、入会申し込みを承諾しないことがある。なお、承諾しない場合の当該判断の内容、又は根拠を説明する義務を当社は負わないものとする。

- (1) 入力フォームの申告事項に虚偽、誤記又は記載漏れがあった場合
- (2) 過去に当社の各種サービスにおいて強制退会になっている場合
- (3) 本規約に定める会員資格を満たさない場合
- (4) 当社の業務遂行上又は技術上著しい支障が生じるおそれがあると認められる場合
- (5) 会員登録手続が代理人によりなされた場合
- (6) 本規約に定める禁止事項に該当するおそれがある場合
- (7) 入会申込時に申告したメディアが当社の定める基準を満たさないと当社が認めた場合
- (8) 前各号の他、当社が会員登録を適当でないと判断した場合

3. 会員資格の取得

当社は、パートナー会員となろうとする者が登録時に提供した情報に基づいて、入会審査を行い、入会の是非を決定するものとする。パートナー会員となろうとする者は、当社が入会を承諾した旨を通知した日に、会員資格を取得するものとする。なお、パートナー会員は、入会時に虚偽の申告をし、又は当社が入会を承諾した時点以降において登録した情報に変更があったにもかかわらず本規約に定める変更手続きをしなかった場合、その結果生じた損害等に関してその全責任を負うとともに、当社の判断で会員資格を取り消されたとしても一切異議を述べないものとする。

第4条 会員資格

1. パートナー会員としての資格を取得し、又は維持するためには、以下の事項をすべて充足していなければならないものとする。

- (1) 運営する本メディアが、以下に該当していないこと
 - ① 法令や公序良俗に反する内容が含まれているメディア
 - ② i-mobile Ad Networkにおいては、ビジターに対して、本メディア上の広告をクリックする、又は申し込みを行う等の行為の対価として、インセンティブ(独自のポイント及び強制誘導等を含むがそれに限られない。)を付与するメディア(以下、「ポイント系メディア」という。)及びそれに準ずると当社が認めたメディア
 - ③ クリック誘導のみを目的としていると当社が認めた本メディア
- (2) メディアの運営者が18歳以上であること
- (3) 申込み時の情報に偽りが無いこと
- (4) 当社サービスと提携サービスの規約及び広告配信に同意すること
- (5) 広告の提供者は、当社又は提携会社を通じて広告を配信する広告主又は広告主から委託を受けた広告代理店とすること
- (6) パートナー会員登録後、本サービスに提供するデータや情報に偽りが無いこと
- (7) 当社との間で礼節をわきまえたコミュニケーションを図れること
- (8) パートナー会員名義の金融機関口座を所有していること
- (9) 当社の[プライバシーポリシー](#)に同意していること
- (10) 当社が本サービスを提供するにあたって、ビジターに最適な広告配信や広告の効果測定、不正クリック対応のため、個人を特定しない範囲でビジター情報を取得及び利用することに同意していること。これらは[行動履歴情報等の取り扱い方針](#)に沿って行われ、情報の取得及び利用には提携サービスを提供する提携会社も含まれること
- (11) 前項で述べた行動履歴情報は、[オプトアウトページ](#)で無効の手続きを行えること
- (12) 仮差押、仮処分、差押え等の執行を受けていないこと、租税公課を滞納していないこと
- (13) 当社又は広告主会員その他の第三者に損害を与え又は迷惑を及ぼす行為をしないこと

2. 前項1号にかかわらず、②ポイント系メディア及びそれに準ずると当社が認めた本メディアに関しては、当社が特別に許可して会員登録画面に登録したパートナー会員に限り、同本メディアを運営することができるものとする。

第5条 反社会的勢力の排除

1. 当社は、パートナー会員が入会申込日において、自己（法人の場合は、代表者、役員又は実質的に経営を支配する者。）又は、自己の代理人若しくは媒介をする者が、反社会的勢力（暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなってから5年を経過していない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロ又は特殊知能暴力集団、その他これらに準ずる者をいう。以下同じ）に該当し、又は次の各号のいずれかに該当する関係を有すると判明した場合には、何らの催告を要せず、退会させることができる。

- (1) 反社会的勢力が経営を支配していると認められること
- (2) 反社会的勢力が経営に実質的に関与していると認められること
- (3) 自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的、又は第三者に損害を加える目的をもって、不当に反社会的勢力を利用したと認められること
- (4) 反社会的勢力に対して資金等を提供し、又は便宜を供与するなどの関与をしていると認められること
- (5) 役員又は経営に実質的に関与している者が、反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有すること

2. 当社は、パートナー会員が自己又は第三者を利用して以下の各号のいずれかに該当する行為をした場合は、何らの催告を要せず、退会させることができる。

- (1) 暴力的な要求行為
- (2) 法的な責任を超えた不当な要求行為
- (3) 取引に関して、脅迫的な言動をし又は暴力を用いる行為
- (4) 風説を流布し、偽計又は威力を用いて当社の信用を棄損し又は当社の業務を妨害する行為
- (5) その他前各号に準ずる行為

3. 当社が前2項の規定に基づき、当該パートナー会員を退会させたことによりパートナー会員に損害が生じても当社は何らこれを賠償する責任を負わず、また、これにより当社に損害が生じたときは、パートナー会員はその損害を賠償するものとする。

第6条 ID及びパスワードの発行・管理

1. 当社は、会員登録手続完了後、パートナー会員に対して、ログイン情報を付与し、パートナー会員専用の管理ページを設定する。

2. パートナー会員は、自己の責任のもとにログイン情報を厳重に管理するものとする。また、ログイン情報を第三者に流用された場合、又はその管理を怠ったために損害が発生した場合の責任は、全てパートナー会員が負うものとする。

3. パートナー会員は、ログイン情報を第三者に知られた場合、又はログイン情報が第三者に流用されている疑いがある場合には、直ちに当社にその旨を連絡するとともに、当社の指示がある場合はこれに従うものとする。

第7条 登録情報の変更

1. パートナー会員は、会員登録手続において登録した情報（以下「登録情報」といい、会員本人の情報、ウェブサイト、アプリケーションの名称やURL等を指す。）に変更が生じた場合は、速やかに別途当社が定める手続により、変更登録を行わなければならない。

2. パートナー会員の運営する本メディアの登録情報を変更した場合は、改めて当社による広告掲載の審査を受けるものとする。

3. 当社は、パートナー会員が変更登録しなかったことにより生じた損害について、一切責任を負わないものとする。

第8条 会員の退会

パートナー会員は、当社へ電子メール又は書面にて通知することにより、本サービスから退会することができます。

第9条 検査業務

1. 当社は、自己の裁量により、パートナー会員が本規約に則り本サービスを利用しているか、また、本規約に違反する行為又は不正な行為が行われていないか、登録情報に相違ないかを適宜、検査することができるものとし、パートナー会員は検査に協力しなければならないものとする。
2. 前項の検査により、本規約に違反する行為若しくは不正な行為があり、又はそれらの行為が発生する蓋然性が高いと当社が判断した場合には、当社は本メディアへの広告配信停止措置又は本規約第18条1項に従いパートナー会員を退会させることができるものとする。また、本規約に違反する行為若しくは不正な行為があった場合には、本規約第18条2項に従い、当社は違反する行為若しくは不正な行為があった時点より当該パートナー会員に対する成果報酬の支払いを一切拒否し、支払った報酬の返還請求をすることができるものとする。当社は、検査業務に関する当社の判断内容及び根拠を説明する義務を負わないものとする。

第10条 トランザクションの管理

1. パートナー会員は、当社が提供した管理ページへアクセスし、日々のトランザクションを確認する義務を負い、誤ったトランザクションを発見した場合には、直ちに当社に報告するものとする。
2. パートナー会員が当社に対する報告を怠ったことに起因するトラブルに関して、当社は一切責任を負わないものとする。
3. パートナー会員は、当社が提供した本サービス管理ページのレポートに表示される数値(広告表示回数、クリック数及び成果報酬金額等、広告配信に関するあらゆる数値を含む。)は暫定的なものであり、随時修正されて実際に払われる成果報酬金額との差異が発生し得ることを承諾するものとする。

第11条 連絡

1. パートナー会員と当社との連絡は、原則として電子メール(チャットツール、SNSを含む)で行うものとする。またパートナー会員は、当社が送信する電子メールを受信できるように設定し、常に連絡が取れる状態にしておくこととする。
2. 当社は、パートナー会員に対して、サービス運営上の連絡及び案内等を電話又は郵送により行うことがある。

第12条 報酬の支払

1. 支払方法

- (1) 当社は、本サービスにより計測した広告成果を達成した数値に所定の割合を乗じることで成果報酬金額を算出する。ただし、広告成果の計測値、成果報酬金額の算出方法は開示しない。
- (2) 支払いは、原則1ヶ月毎に行なわれるものとし、当社は、パートナー会員が専用の管理ページより成果報酬の請求を行った場合に限り、成果報酬金額から振込みにかかる事務手数料(250円/税込)を控除した金額を、当該パートナー会員が指定する金融機関の口座への振込みにより支払う。なお、成果報酬金額が3,000円未満の場合は、次月以降3,000円に満まで次回以降の支払いへ繰り越されるものとする。
- (3) 支払いは月末締めとし、翌々月15日に支払うものとする。15日が金融機関の休日にあたる場合は、前営業日とする。
- (4) 当社は、パートナー会員の指定金融機関口座に成果報酬金額を振込むことにより、支払いを完了したものとみなされる。
- (5) パートナー会員の登録した口座情報の不備により成果報酬金額を振り込めない場合、組戻しにかかる金融機関所定の手数料及び再振込事務手数料はパートナー会員が負担するものとする。また、当社は、パートナー会員が振込可能な支払口座の情報を提供し、当社が支払口座の情報を確認するまで、成果報酬金額の支払いを留保することができる。

2. 支払停止の抗弁

当社は、パートナー会員が、本規約に違反する行為又は不正な行為を行った可能性があり、当社がこれらの行為に関する調査が必要であると判断した場合には、当社は必要な調査を完了するまで、パートナー会員への成果報酬金額の支払いを停止することができる。当社がパートナー会員への成果報酬金額の支払いを停止した場合、すべてのパートナー会員その他第三者に生ずる損害について、当社は一切の責任を負わないものとする。

3. 広告掲載料の回収

パートナー会員は、当社から支払われる成果報酬は広告主会員（本項においては当社の提携サービスを含む）が当社に支払う広告掲載料を原資とすること、及び当社は広告主会員に対し広告掲載料請求業務を行うが、万一広告主会員が支払いを怠った場合、当社は請求業務を行った以上広告主会員の支払遅延及び支払不能については免責され、広告主会員が当社に支払った広告掲載料の限度を超えてパートナー会員に成果報酬を支払う義務を負わないことを了承する。

4. 仕入明細書の発行

当社はパートナー会員に対し毎月の成果報酬金額に対する仕入明細書を対象月の翌月5営業日までに発行する。パートナー会員は仕入明細書の内容に異議がある場合は当該仕入明細書の発行月の末日までに当社に対し書面でその旨を通知するものとし、係る通知がなかった場合パートナー会員は仕入明細書の内容を確認及び承認したものとみなされる。

5. メディアレップの責任

メディアレップは、自らが取りまとめているパートナー会員に対し自己の責任と費用により適切に成果報酬を支払うものとし、かかるパートナー会員と当社又は広告主会員その他の第三者との間で本サービスに関して紛争が生じた場合は自己の責任と費用でこれを解決するものとする。

6. 退会時の取扱い

パートナー会員は会員資格を有している間に成果報酬の請求を行うものとする。当社は理由の如何を問わず、会員資格を失ったパートナー会員からの成果報酬の請求に一切応じる義務はなく、これによりパートナー会員が損失を被ったとしても当社は何らの責任を負わない。

第13条 知的財産権

1. 当社又は各広告主会員がパートナー会員に提供する、広告素材、動画、コンテンツ、技術及びすべてのイメージ（バナー及び商標等を含むがそれに限られない。）に関する知的財産権は、すべて提供する側に帰属するものとし、パートナー会員は本サービスの限定された範囲内でのみその利用を許諾されているものとする。また、パートナー会員は、それらの広告素材、動画、コンテンツ、技術及びすべてのイメージ（バナー及び商標等を含むがそれに限られない。）等に対して一切の修正及び変更はできないものとする。

2. パートナー会員の本メディアのコンテンツは、パートナー会員が著作権を有するか、又は第三者の著作権であった場合には、すべて当該著作権者の同意を得ているものとする。

3. パートナー会員は、自己のコンテンツに関する著作権を第三者に譲渡する場合、当該第三者をして本条に定める内容を承諾させるものとする。

4. パートナー会員と第三者との間で、著作権を始めとする知的財産権に関する紛争が生じた場合には、当社は一切の責任を負わないものとし、一定期間経過後も解決が図れないときは、本規約に従いパートナー会員を退会させることができるものとする。

5. パートナー会員は、当該紛争により当社に生じた一切の損害を賠償する責任を負う。

第14条 禁止事項

1. パートナー会員は、以下に定める行為を行ってはならない。

(1) 本メディア内に当社が提供する広告タグやSDK(Software Development Kit)を設定する義務に反し、当社の許可なしに広告タグ等を改変する行為

- (2) 広告主会員から提供された広告素材、リンク(広告素材及びそのリンクコードを含む)その他指定された条件を当社に無断で改変する行為
- (3) 広告主会員のウェブサイト等の紹介又は広告素材とは無関係に、もっぱら成果報酬獲得のため、ビジターにクリック又は視聴完了する等の広告成果の達成を強要、嘆願、若しくは依頼する行為
- (4) 広告主会員の意図に反して、ビジターに誤解を与えるような広告掲載する行為
- (5) 本条にて定める禁止行為を助長する内容を含む商材・マニュアル等を販売、若しくは無料配布・公開する行為
- (6) i-mobile Ad Networkにおいて、運営するメディアをポイント系メディアに改変する行為
- (7) 虚偽行為等、又は自ら若しくは第三者と共に謀して、広告目的及び本サービスの趣旨に該当しないクリック若しくは視聴完了、注文若しくは登録が発生した場合等、不当に成果報酬を獲得しようとする行為であると当社が判断する一切の行為
- (8) 本サービスによって知り得た広告主会員との間で、当社を排除する意思を持って直接の取引を行うこと(当社の許可なく直接取引を行った場合、取引額を当社の損害とみなし、パートナー会員は当社に対して当該損害を賠償する義務を負う)
- (9) 各種法令に違反する行為又はそれを奨励する行為及びこれにより他のパートナー会員、広告主会員又は第三者(当社を含む)に迷惑をかける行為
- (10) 電子メールでのスパム行為、掲示板への書きこみ等による宣伝行為、又はそれ以外の方法・手段による宣伝行為
- (11) 特許権、実用新案権、意匠権、商標権、著作権、肖像権その他法律上の権利を侵害する行為
- (12) 著作権を侵害している違法コンテンツをアップロード、又は公開しているウェブサイトやサーバーに対してリンクを掲載する等して、利用者を誘導する行為
- (13) 各種のプラットフォーム(パソコン、スマートフォン、スマートフォンアプリケーション、その他のプラットフォーム)専用の広告タグやSDK(Software Development Kit)を登録以外のメディア又はプラットフォームに転用し、広告を掲載する行為
- (14) 同一の個人又は法人により、パートナー会員登録を複数行うこと(当社が特別に認めた場合を除く)
- (15) 手動によるクリックやインプレッションの繰り返し(トラフィックエクステンションや相互クリック等も含む)、クリックやインプレッションの自動作成ツール(ソフトウェア・プログラムも含む)、又はロボット等により作動的に動画広告の視聴完了又はクリックやインプレッションを増加させる行為
- (16) その他、以下当社が不適当と認めるメディアでの広告掲載行為
 - ① バナーの羅列ページなど、コンテンツが不足しているウェブサイトに変更する行為
 - ② 公序良俗に反する行為
 - ③ 詐欺又は詐欺と疑われる行為
 - ④ 児童買春、児童ポルノ、児童虐待にあたる文書、画像等を配信又は表示する行為
 - ⑤ 関係法令に反するメディア、反するおそれのあるメディア又は犯罪に結びつく行為
 - ⑥ 他人の著作権を含む知的財産権、財産、プライバシー又は商標権を侵害する行為
 - ⑦ 薬機法、特定商取引に関する法律又は景品表示法等の関係法令に則っていない行為
 - ⑧ 特定の企業、団体若しくは個人を誹謗中傷するメディア、又は特定の企業、団体若しくは個人に不利益を与える行為
 - ⑨ ビジターの誤クリックを誘発する恐れのある掲載行為
- (17) 本規約の各条項、当社が別途定める条件や基準や注意事項、提携会社の規約に違反する行為
- (18) その他当社が不適当と認める行為

2. 前項の禁止行為の有無についての判断は、当社が社会通念上合理的と認められる根拠に基づいて行うものとする。パートナー会員は、当該判断に対して、何ら異議を述べることはできないものとし、当該判断の内容又は根拠を説明するよう当社に求めることはできないものとする。

3. 当社は、禁止行為を犯している可能性がある判断したパートナー会員に対して、サーバーのログファイルの提出を求めること、及び調査目的で広告配信を停止することができるものとする。また、当社サービスを運営するシステムのセキュリティ保護のため、当該権利行使にかかる判断基準については特段の事情のない限り、パートナー会員に対して開示しないものとする。

4. パートナー会員が第1項に違反して禁止行為を行ったことに基づき、当社に損害が生じた場合及び損害が生じた広告主会員から当社が損害賠償を請求された場合には、パートナー会員に対して、損害賠償請求をすることができる。なお、損害には、第1項の禁止行為を調査するために要した調査費用、交通費及び人件費等の実費費用、訴訟等の紛争解決手続きを行った場合には、それに関する一切の費用(弁護士費用を含むがそれに限られない。)を含むものとする。

第15条 免責

1. 当社及び広告主会員は、当社又は広告主会員がパートナー会員に提供する、テキスト、ソフトウェア、音楽、音声、写真、グラフィックス、ビデオ、ページレイアウト、デザイン若しくはその他のマテリアルを含む一切のコンテンツ、技術又はすべてのイメージ(バナー及び商標等を含むがそれに限られない。)等について、品質、内容の真偽、正確性、最新性、有用性、信頼性、適法性(パートナー会員が利用するサービスの利用規約・利用条件への適合性を含む)、データが永久に保存されること、第三者の権利を侵害していないことについて一切保証せず、パートナー会員がこれらを使用した結果被った損害及び不利益について一切の責任を負わないものとする。
2. 通信回線若しくはコンピュータ等の障害によるシステムの中断、遅滞、中止若しくはデータの消失、データへの不正アクセスにより生じた損害、又はその他本サービスに関してパートナー会員に生じた損害について、当社は一切の責任を負わないものとする。ただし、損害の原因が当社の責めに帰すべき事由による場合、当社は、パートナー会員に対して、直近3ヵ月以内における当該取引金額の合計を上限として責任を負うものとする。
3. 当社は、通常企業に要求されるべき合理的な努力を払っているものの、自己のウェブサイト、サーバー又はドメイン等から送られる電子メール又はコンテンツに、コンピューターウイルスなどの有害なものが含まれていないことを保証するものではない。これらの事項に起因するパートナー会員の損害の取り扱いについては、前項の規定を適用するものとする。
4. 当社は、何らかの外的要因及びシステム障害等により、本サービス内のデータが破損、消失した場合、当社はパートナー会員に生じたそれらのデータの復旧の責任及び損害について、一切の責任を負わないものとする。
5. 当社は、パートナー会員に対し、適宜情報提供やアドバイスを行うことがあるが、その適否の判断はパートナー自身が行うものとし、それによりパートナー会員に生じた損害について、当社は一切責任を負わないものとする。
6. パートナー会員が本規約や提携サービスの規約等に違反したことによって生じた損害について、当社は一切責任を負わないものとする。
7. 当社は、本メディアへ広告が配信されること(提携サービスにより広告が配信されることを含む)を保証するものではなく、広告配信が行われなかった場合の一切の責任を負わないものとする。
8. 当社は、パートナー会員の本サービスの利用によるいかなる利益、成果報酬金額又は効果の発生も保証しないものとする。
9. 当社は、当社サービスについて、以下の事項を遵守するために、通常企業に要求されるべき合理的な努力を払っているものの、完全性を保証するものではない。
 - (1) 当社サービスが停止することなく、問題なく運営されること
 - (2) 当社サービス上の欠陥が常に修復されること
 - (3) 当社サービス内にコンピューターウイルスなどの破壊的構成物を存在させないこと
 - (4) (3)のためのセキュリティが十分に保持されていること

第16条 サービスの停止、変更、修正、追加、削除

当社は、以下の各号に該当する場合は、通知の有無にかかわらず、一時的にいつでもその本サービス内容を停止、変更、修正、追加又は削除することができるものとする。この場合にパートナー会員に生じた損害について、当社は一切の責任を負わないものとする。

- (1) 天変地異、火災、洪水、疫病、戦争、暴動、労働争議又はこれに準ずる事態が発生した場合
- (2) 当社の故意又は重過失に基づかないシステムトラブル等による場合
- (3) 当社又は本サービスを構成する関連機関が利用する電力の提供が中断された場合
- (4) 本サービスを構成するインターネットサーバーが接続する上流ネットワークのルーティングトラブル等のインターネット回線における障害が起きた場合
- (5) 当社の故意又は重過失に基づかないネットワークのメンテナンスを実施する場合
- (6) その他、上記に準ずる理由がある場合

第17条 秘密保持及び個人情報の取扱い

1. パートナー会員は、当社が、本サービスを通じて知り得る、パートナー会員の登録情報及びトランザクションデータに関して、以下の場合に外部に公表することがあることに同意するものとする。

- (1) 裁判所若しくは警察その他行政機関の命令若しくは捜査などがあった場合、又は訴訟その他の手続上、裁判所その他行政機関の要請に対し提出するべきと当社が判断した場合
- (2) パートナー会員により本規約に違反する行為又は不正な行為が行われた可能性があり、当社がこれらの行為に関する調査が必要であると判断した場合
- (3) その他、本サービスの適正な運営を図るため、当社が必要に応じてパートナー会員の登録情報を広告主会員、提携会社、業務委託先に告知する場合

2. パートナー会員は、当社が、パートナー会員の登録情報を、全ての本サービス(現存するサービスに限られず、将来、構築されるサービスをも含む。)において登録及び利用できることに同意し、現在に至るまでの当社による登録情報の登録及び利用についても当然に同意する。

3. パートナー会員は、本サービスの利用に関して個人情報保護法に定める個人関連情報を当社又は第三者から提供された場合、これを個人情報保護法の定めに従って取り扱い、個人関連情報を特定の個人に紐づける場合には法令の定めに従い本人の同意を得ることに合意する。

第18条 パートナー会員登録の抹消・退会

1. 当社は、本規約に違反したとき及び以下の事由に該当する場合には、何ら通知なくして当該パートナー会員を退会させることができる。なお、当社は、当該判断の内容又は根拠を説明する義務を負わないものとする。ただし、この措置を講じたことにより、当該会員に何らかの損害又は不利益が生じたとしても、一切責任を負わないものとする。

- (1) パートナー会員宛の電子メールが2回以上届かない、又は電話や電子メールによる連絡が一切とれない等の理由により、当社が連絡不可能と判断した場合
- (2) 当社からの電子メールに対する返信が1ヵ月間ないとき
- (3) パートナー会員が、一定期間一度も広告掲載を行わなかったとき
- (4) パートナー会員が、2年間成果報酬を獲得しなかったとき、又はパートナー会員が2年間継続してパートナー会員としての活動を実質的に停止していると当社が判断した場合
- (5) その他、当社がパートナー会員として不適当と認めた場合

2. 前項の記載事由に該当する事実が生じた場合、当社は当該パートナー会員に対する成果報酬金額の支払いを一切拒否できるものとする。また、当社は、当該パートナー会員に対して、以下の各項目について何時でも請求することができるものとする。

- (1) 前項の記載事由に該当する事実が生じていたときに支払っていた成果報酬金額
- (2) 前項の記載事由の有無等を調査するために要した交通費及び人件費等の実費
- (3) 訴訟等の紛争解決手続きを行った場合、それに関する一切の費用(弁護士費用を含むが、これに限られない)

3. パートナー会員は、契約終了の申し入れ前に、成果報酬金額の支払を受けるものとし、当社に対して、契約終了の申し入れにより契約を終了する場合、その時点で残存する成果報酬金額については、支払を受ける権利を放棄したものと見做す。

第19条 契約期間

1. パートナー会員資格は、当社の会員資格取得日より1年間有効とする。

2. 期間満了の30日前までに、当社又はパートナー会員いずれかより契約終了又は変更の申し入れの意思表示がない限り、会員資格は更に1年間更新されるものとし、その後も同様とする。

第20条 規約の改定

1. 本規約は、当社の裁量によりパートナー会員の承諾なく随時改定することができるものとする。
2. 上記改定後の本規約は、当社所定のウェブサイト上に掲示され、7日間を経過した時点から当社とパートナー会員との関係に適用されるものとする。

第21条 地位・名義の譲渡・貸与等

パートナー会員は、契約上の地位、名義又は契約上の債権債務の全部若しくは一部について、第三者に譲渡、貸与又は第三者のために担保権を設定する等一切の処分をしてはならないものとする。ただし、当社が書面で認めた場合はこの限りではない。

第22条 準拠法

本規約は日本法に準拠し、それに則り解釈される。

第23条 合意管轄

本規約に関する一切の紛争については、訴額に応じて、東京簡易裁判所又は東京地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とする。

第2章 Googleの運営するプロダクトについての特則

1. パートナー会員は、当社の提供するGoogleの提供するプロダクト(以下、「Googleプロダクト」という。)の運用及びコンサルティングを当社とGoogleの承諾が得られた場合に利用することができる。
2. 前項のサービス利用に際し、パートナー会員は本規約に加えて、下記条件に同意すること。
 - (1) Googleが定める各プロダクトのガイドライン、[プライバシーポリシー](#)を遵守すること。ただし、本規約とGoogleのガイドラインが矛盾、抵触する場合はGoogleのガイドラインが優先される。
 - (2) 当社が、Googleプロダクトのサービス利用に必要なパートナー会員情報をGoogleに提供すること。また、Googleがサービスの提供のために当社より提供されたパートナー会員情報を利用すること。
 - (3) 当社が、本メディアで収集した個人を特定しないビジター情報をGoogleに提供すること。また、当社が、Googleが提供されたビジター情報をもとに広告配信を行うこと。
 - (4) Googleプロダクトに関する不正による支払いの拒否又は返還請求等の一切の判断は、Googleの決定によること。
3. 当社はGoogleプロダクトによるいかなる利益、成果報酬金額又は効果の発生を保障しない。また当社はGoogleプロダクトを通じて生じた損害についての一切の責任を負わないものとする。
4. Googleが定める各プロダクトのガイドライン、プライバシーポリシーは、Googleが随時提供するURLを参照するものとする。
5. Googleプロダクトの利用に関してパートナー会員が設定した広告タグやSDK(Software Development Kit)について当社から実装の変更、設定変更、取り外し又は削除(以下総称して「変更等」という)の要請があった場合、パートナー会員は速やかにこれに応じるものとする。当社が要請をしてから3か月間又は当社の指定した期間のうちいずれか短い期間が経過したにも関わらずパートナー会員が変更等に応じない場合、当社はパートナー会員が当該広告タグやSDKの変更等をしなかった事に起因して当社がGoogleから請求された費用(サーバー費用等)の実費をパートナー会員に対し直接請求し、又はパートナー会員に支払う成果報酬金額から控除する場合がある。

株式会社アイモバイル

2007年 8月31日 制定

2008年 10月27日 改定

2009年 4月24日 改定
2010年 3月10日 改定
2011年 1月11日 改定
2012年 6月14日 改定
2012年 7月31日 改定
2013年 12月17日 改定
2015年 3月24日 改定
2015年 7月6日 改定
2017年 6月6日 改定
2019年 2月13日 改定
2020年 1月24日 改定
2022年 4月11日 改定
2022年 6月23日 改定
2023年 9月13日 改定